証券コード　7581
平成29年11月13日

株　主　各　位

埼玉県吉川市旭２番地５
株式会社サイゼリヤ
代表取締役社長　堀　埜　一　成

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年11月27日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年11月28日（火曜日）午前11時（受付開始　午前10時）

２．場　　所　　埼玉県越谷市南越谷１－2876－1
越谷コミュニティセンター（サンシティホール）

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．株主総会の目的事項

報 告 事 項　１．第45期（自　平成28年9月1日　至　平成29年8月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第45期（自　平成28年9月1日　至　平成29年8月31日）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス
http://www.saizeriya.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（自　平成28年９月１日
至　平成29年８月31日）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和策を背景に、緩やかな回復基調で推移致しました。しかしながら、北朝鮮による地政学リスクの影響により経済は不安定な状況が続きました。

外食産業におきましては、顧客の嗜好が多様化し、コンビニに代表される他業種との競争が激化し、厳しい経営状況が続いております。また人件費の高騰及び円安による輸入食材価格の高騰も懸念されております。このような状況の下、当社グループは「当たり前品質」を基に店舗サービスの向上に努めて参りました。また一貫したローコストオペレーション戦略を続け、お客様のご支持を頂いたことで、売上、客数ともに好調に推移致しました。8月には株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、パートアルバイト含む従業員に対して自社株を使ったインセンティブ・プラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入致しました。

これらの取り組みの結果、日本、海外ともに過去最高の売上高となり、当連結会計年度の売上高は1,483億6百万円（前期比2.3％増）、営業利益は112億16百万円（前期比24.5％増）、経常利益は118億85百万円（前期比30.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、74億96百万円（前期比36.2％増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

「日本」は、既存店対策としてお客様視点でのサービス強化などに努め、既存店売上高前年比は15ヶ月連続で100％を超えたことにより、売上高1,172億59百万円（前期比3.9％増）、営業利益は77億31百万円（前期比16.9％増）となりました。

「豪州」は、当社で使用する食材の製造等を行っており、当社の堅調な売上高の推移に伴い、売上高45億2百万円（前期比11.5％増）、営業利益は1億64百万円（前期比27.1％増）となりました。

「アジア」は、中国経済の停滞による売上高の鈍化や人件費の高騰の中、現地に合わせたサービスを行ったことにより、売上高309億73百万円（前期比3.4％減）、営業利益は33億18百万円（前期比51.8％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は58億82百万円であり、その主なものは、店舗の新設（89店舗）などによるものであります。なお、設備投資の総額には、無形固定資産の取得、店舗を賃借するための敷金、差入保証金及び建設協力金の支払を含みます。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は重要な資金調達を行っておりません。

(2) 財産及び損益の状況

区　分	第　42　期 (平成26年８月期)	第　43　期 (平成27年８月期)	第　44　期 (平成28年８月期)	第　45　期 (平成29年８月期) (当連結会計年度)
売上高	125,618百万円	139,277百万円	144,961百万円	148,306百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,193百万円	3,774百万円	5,505百万円	7,496百万円
１株当たり当期純利益	23円65銭	74円70銭	108円65銭	151円48銭
総資産	87,224百万円	95,485百万円	92,463百万円	102,731百万円
純資産	68,643百万円	72,424百万円	72,663百万円	80,412百万円
１株当たり純資産額	1,356円65銭	1,423円32銭	1,441円12銭	1,618円63銭

(注) １．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。また、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式は、連結貸借対照表において自己株式に計上しているため、期中平均株式数から控除しております。

２．第45期の営業成績の状況につきましては、前記の「(１) ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)
SAIZERIYA AUSTRALIA PTY.LTD.	オーストラリア ヴィクトリア州 メルトン市	3,890 (64百万豪ドル)	肉製品・ソース類等食材の製造	100
上海薩莉亜餐飲有限公司	中華人民共和国 上海市静安区	1,344 (98百万元)	イタリアンレストランのチェーン展開	100
広州薩莉亜餐飲有限公司	中華人民共和国 広州市天河区	1,042 (79百万元)	イタリアンレストランのチェーン展開	100
台湾薩莉亜餐飲股份有限公司	台湾 台北市	914 (290百万TWD)	イタリアンレストランのチェーン展開	100
北京薩莉亜餐飲管理有限公司	中華人民共和国 北京市東城区	891 (66百万元)	イタリアンレストランのチェーン展開	100
HONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区	493 (40百万HKD)	イタリアンレストランのチェーン展開	100
SINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD.	シンガポール	561 (8百万SGD)	イタリアンレストランのチェーン展開	100

当社の子会社は、上記の重要な子会社7社と広州サイゼリヤ食品有限公司の計8社であります。

(4) 対処すべき課題

現在、以下の項目を対処すべき課題と考えております。

①店舗改装により付加価値向上
②お客様を呼べる商品の開発
③生産技術の向上、国内工場再構築
④教育の更なる強化、教育基盤作り
⑤人事制度改善
⑥研究開発による新たなマーケティング手法の開発
⑦外事業の現地に合わせたサービス向上
⑧国内事業第二の柱となる新事業開発推進

(5) 主要な事業内容（平成29年8月31日現在）

当社グループは、当社（株式会社サイゼリヤ）及び子会社8社で構成され、外食事業を基幹事業としております。

① 日本

当社は、「日々の価値ある食事の提案と挑戦」をメニュー提案のテーマとして、イタリアンワイン&カフェレストラン『サイゼリヤ』を全国に1,053店舗運営しており、『スパゲティ・マリアーノ』などのファストフード店を4店舗運営しております。国内の5工場では、店舗で使用する食材の製造及び物流業務を行っております。

② 豪州

SAIZERIYA AUSTRALIA PTY.LTD.は当社で使用する食材の製造等を行っております。

③ アジア

上海薩莉亜餐飲有限公司は、上海市内でレストラン『サイゼリヤ』を128店舗（平成29年8月末）運営しております。

広州薩莉亜餐飲有限公司は、広州市内でレストラン『サイゼリヤ』を118店舗（平成29年8月末）運営しております。

台湾薩莉亜餐飲股份有限公司は、台北市内でレストラン『サイゼリヤ』を11店舗（平成29年8月末）運営しております。

北京薩莉亜餐飲管理有限公司は、北京市内でレストラン『サイゼリヤ』を66店舗（平成29年8月末）運営しております。

HONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITEDは、香港国内でレストラン『サイゼリヤ』を28店舗（平成29年8月末）運営しております。

SINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD.は、シンガポール国内でレストラン『サイゼリヤ』を20店舗（平成29年8月末）運営しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年8月31日現在）

当社本社　　埼玉県吉川市旭2番地5
国内生産拠点　吉川工場、神奈川工場、福島工場、兵庫工場、千葉工場
国内営業拠点　全国31都道府県、1,057店舗

地域別店舗分布

地域	店舗数	地域	店舗数	地域	店舗数
東京都	214	神奈川県	122	千葉県	113
大阪府	88	埼玉県	87	愛知県	78
兵庫県	47	茨城県	29	静岡県	27
福岡県	23	宮城県	22	京都府	21
三重県	19	栃木県	17	北海道	15
長野県	14	岐阜県	14	福島県	13
石川県	13	新潟県	12	広島県	11
滋賀県	10	奈良県	9	群馬県	8
山形県	6	山梨県	6	富山県	5
岡山県	5	和歌山県	4	福井県	4
山口県	1				

海外生産拠点　オーストラリアヴィクトリア州
海外営業拠点　中国上海市、中国広州市、中国北京市、台湾台北市、香港、シンガポール

(7) 使用人の状況（平成29年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
4,261（12,335）	29減（1,363増）

（注）　使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人数（1人当たり1日8時間換算）を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数（名）	前事業年度末比増減（名）	平均年齢	平均勤続年数
2,154（9,020）	44減（474増）	35.7歳	11.5年

（注）　使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人数（1人当たり1日8時間換算）を外数で記載しております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年8月31日現在）

① 発行可能株式総数　　73,208,000株

② 発行済株式の総数　　50,241,763株（自己株式 2,030,579株を除く）

③ 株主数　　32,349名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
正垣泰彦	株 15,253,392	% 30.36
株式会社バベット	4,455,516	8.87
サイゼリヤ従業員持株会	1,859,943	3.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,272,900	2.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,152,800	2.29
THE BANK OF NEWYORK MELLON	835,200	1.66
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	700,000	1.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	612,000	1.22
GOLDMAN,SACHS& CO.REG	548,882	1.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	539,700	1.07

（注）１．当社は自己株式を2,030,579株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
また、当該自己株式には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式700,000株を含んでおりません。
なお、同株式は、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しております。
２．持株比率は、自己株式数を控除した発行済株式の総数により算出しております。
３．持株比率は、小数点第３位を四捨五入して表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ．平成21年12月1日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

560個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式　　56,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり　54,000円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり　164,500円（1株当たり1,645円）

・行使期間

平成23年12月2日から平成31年12月1日まで

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	258個	25,800株	2人
社外取締役（監査等委員を除く）	—	—	—
取締役（監査等委員）	—	—	—

ロ．平成22年8月11日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

240個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式　　24,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり　39,400円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり　174,900円（1株当たり1,749円）

・行使期間

平成24年8月12日から平成32年8月11日まで

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	70個	7,000株	3人
社外取締役（監査等委員を除く）	―	―	―
取締役（監査等委員）	―	―	―

ハ．平成23年8月10日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

120個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式　　12,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり　22,000円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり　167,100円（１株当たり1,671円）

・行使期間

平成25年8月11日から平成33年8月10日まで

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	60個	6,000株	2人
社外取締役（監査等委員を除く）	―	―	―
取締役（監査等委員）	―	―	―

ニ．平成24年2月21日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

300個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式　　30,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり　26,900円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり　131,400円（1株当たり1,314円）

・行使期間

平成26年2月22日から平成34年2月21日まで

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	50個	5,000株	1人
社外取締役（監査等委員を除く）	―	―	―
取締役（監査等委員）	―	―	―

ホ．平成25年5月14日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

900個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式　　90,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり　16,500円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり　135,100円（１株当たり1,351円）

・行使期間

平成27年5月15日から平成35年5月14日まで

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	610個	61,000株	5人
社外取締役（監査等委員を除く）	―	―	―
取締役（監査等委員）	―	―	―

ヘ．平成27年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

100個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式　　10,000　株

・新株予約権の払込金額

1個当たり　82,000円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり　289,000円（1株当たり2,890円）

・行使期間

平成29年7月15日から平成37年７月14日まで

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	100個	10,000株	4人
社外取締役（監査等委員を除く）	－	－	－
取締役（監査等委員）	－	－	－

ト．平成28年7月12日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

390個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式　39,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり　80,600円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり　227,000円（１株当たり2,270円）

・行使期間

平成30年7月13日から平成38年7月12日まで

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	300個	30,000株	5人
社外取締役（監査等委員を除く）	－	－	－
取締役（監査等委員）	90個	9,000株	3人

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成29年7月11日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

2,834個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式　283,400株

・新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり　　344,500円（1株当たり3,445円）

・行使期間

平成31年7月27日から平成34年7月26日まで

・新株予約権の行使の条件

新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人	2,834個	283,400株	2,023人
子会社の役員及び使用人	－	－	－

(3) 会社役員の状況（平成29年8月31日現在）

① 取締役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	正垣泰彦	
代表取締役社長	堀埜一成	
取締役	益岡伸之	海外事業本部長兼海外事業企画部長
取締役	松谷秀治	マーチャンダイジング本部長兼商品開発部長
取締役	長岡伸	組織開発本部長兼組織開発室長
取締役	織戸実	営業本部長兼店舗開発部長
取締役	島﨑孝二	
取締役(常勤監査等委員)	柴田良平	
取締役(監査等委員)	岡田勉	
取締役(監査等委員)	渡辺晋	

(注) 1.当社は、平成28年11月29日開催の第44期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役柴田良平、岡田勉及び宮崎吉明の3氏は任期満了により退任し、このうち柴田良平氏、岡田勉氏は新たに監査等委員である取締役に選任され就任いたしました。
2.島﨑孝二、岡田勉、渡辺晋の3氏は社外取締役であります。
3.当社は、島﨑孝二、岡田勉、渡辺晋の3氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4.取締役（常勤監査等委員）柴田良平氏は、財務及び会計に関する経験と相当程度の知見を有するものであります。
5.取締役（監査等委員）岡田勉氏は、経営者としての長年にわたる経験や他業界に関する相当程度の知見を有するものであります。
6.取締役（監査等委員）渡辺晋氏は、弁護士としての専門知識及び豊富な経験と知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役3名と賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額としております。

③ 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの情報収集及び重要な社外会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、柴田良平氏を常勤の監査等委員として選定しております。

④　役員報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額	摘　　要
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 （ 1名）	210百万円 （ 1百万円）	
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （ 2名）	15百万円 （ 5百万円）	
監　　査　　役 （うち社外監査役）	3名 （ 2名）	5百万円 （ 1百万円）	
合　　計	13名	231百万円	

（注）1．取締役（監査等委員である取締役を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．平成28年11月29日開催の第44期定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行する決議が行われました。その為、同日以前の人員及び支給額については監査役に、同日以降の人員及び支給額は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。
3．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、平成28年11月29日開催の第44期定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円）、また、この報酬等の額と別枠で、ストックオプション報酬額として年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円）、譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額200百万円以内（社外取締役は除く）と決議いただいております。
4．監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年11月29日開催の第44期定時株主総会において年額50百万円以内、また、この報酬等の額と別枠で、ストックオプション報酬額として年額20百万円以内と決議いただいております。
5．上記報酬等の額には、ストックオプション報酬額（取締役（監査等委員である取締役を除く）16百万円、監査役0百万円、監査等委員である取締役2百万円）、譲渡制限付株式による報酬額（取締役（監査等委員である取締役を除く）11百万円）が含まれております。

⑤　社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

取締役島﨑孝二氏は、社外取締役就任後に開催された取締役会におおむね出席し、国際事業における豊富な経験と知見に基づき、助言、提言を行っております。

取締役（監査等委員）岡田勉氏は、当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会におおむね出席し、経営者としての長年にわたる国際経験や他業界に関する知見に基づき、助言、提言を行っております。

取締役（監査等委員）渡辺晋氏は、社外取締役就任後に開催された取締役会及び監査等委員会におおむね出席し、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、助言、提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画の監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 子会社の監査に関する事項

当社の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

⑤ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みが無いと思われる場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、当社監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会の決議に基づき、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議いたします。

⑦ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制についての内容は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念の「日々の価値ある食事の提案と挑戦」を経営方針に即した企業行動をとり、代表取締役がその精神を役職者はじめグループ会社全使用人に、継続的に伝達・徹底を図ることにより、法令遵守と社会倫理を遵守する企業活動とする。

代表取締役は、コンプライアンス（法令遵守）の構築･整備･維持にあたる。

監査等委員及び内部監査部門は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存する。

監査等委員は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、各リスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」「安全衛生管理規程」等を改正し、必要な「リスク管理規程」を新たに制定する。各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを改定し、部門毎のリスク管理規程を確立する。

監査等委員及び内部監査部門は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、「中期経営計画」及び「年次経営計画」に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。

取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制の計画を決定し遂行する。その遂行状況は各部門担当取締役が「取締役会」及び「経営会議」において定期的に報告し、業務遂行状況を、観察・分析し修正計画を制定する。Ｐ－Ｄ－Ｃ－Ａサイクルの軌道に乗った業務が遂行されるようにする。

⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「職務権限規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は、関係会社各社の運営の指導・支援を実施する。

関係会社管理責任者は、関係会社各社の経営計画・効率的な業務遂行状況・財務報告の信頼性・コンプライアンス体制・内部統制体制等を「取締役会」及び「経営会議」に報告する。

監査等委員と内部監査部門は、定期または臨時に関係会社各社の管理体制を監査し、「取締役会」及び「経営会議」に報告する。

⑥　監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員が内部統制システムの構築・運用等について監査するため、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議の上、内部監査部門人員または必要とする各部門人員を人選・配置する。

監査等委員の配置下に入った使用人は、監査等委員の指揮下に入り、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制、その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査等委員が取締役会・経営会議等経営に関する会議への出席、会議議事録の入手・閲覧を可能にし、または監査等委員へ報告するものとする。議題は、(1) 当社グループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項 (2) 毎月の経営状況として重要な事項 (3) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項 (4) 重大な法令・定款違反 (5) コンプライアンス・ホットラインの通報状況及び内容 (6) その他コンプライアンス上重要な事項 (7) その他の重要な事項等を決議・報告するものとする。

監査等委員は、(1) 定期的または必要な都度、公認会計士・顧問弁護士等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保証される。(2) 経営の執行状況を把握するため、稟議書類等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人から説明を受けることができる。

当期における業務の適正性を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

取締役の職務執行については、取締役が法令、定款及び社内規程等に則って行動しており、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。また、監査等委員が、取締役会等を通じて積極的に発言をする機会を設けることで、監督機能を強化しております。

監査等委員は、取締役会や経営会議などの重要な会議への出席を通じ、また、会計監査人や内部監査部門との積極的な情報交換を通じて、当社の業務の適正性を確保するための体制を確認しております。

子会社の内部統制の整備運用状況は、子会社の管理部門が確認するとともに、親会社である当社の取締役、会計監査人及び内部監査部門が定期的に監査を行い、改善に努めております。

［備　考］

1．本事業報告記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．売上高等の金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

連結貸借対照表

（平成29年８月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**49,454**	**流動負債**	**16,534**
現金及び預金	37,410	買掛金	5,489
テナント未収入金	1,217	リース債務	9
商品及び製品	5,716	未払法人税等	2,538
原材料及び貯蔵品	916	賞与引当金	1,371
繰延税金資産	669	株主優待引当金	154
その他	3,521	資産除去債務	33
固定資産	**53,277**	その他	6,938
有形固定資産	**39,269**	**固定負債**	**5,785**
建物及び構築物	25,386	株式給付引当金	331
機械装置及び運搬具	2,020	リース債務	104
工具、器具及び備品	4,370	繰延税金負債	37
土地	6,954	資産除去債務	5,044
リース資産	103	その他	267
建設仮勘定	434	**負債合計**	**22,319**
無形固定資産	**834**	**純資産の部**	
投資その他の資産	**13,173**	**株主資本**	**77,535**
投資有価証券	259	資本金	8,612
敷金・保証金	9,912	資本剰余金	10,556
建設協力金	697	利益剰余金	63,557
繰延税金資産	1,948	自己株式	△5,191
その他	370	**その他の包括利益累計額**	**2,654**
貸倒引当金	△14	為替換算調整勘定	2,654
		新株予約権	**222**
		純資産合計	**80,412**
資産合計	**102,731**	**負債・純資産合計**	**102,731**

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成28年９月１日
至　平成29年８月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		148,306
売上原価		52,528
売上総利益		**95,777**
販売費及び一般管理費		84,561
営業利益		**11,216**
営業外収益		
受取利息	188	
受取配当金	120	
補助金収入	184	
デリバティブ評価益	144	
その他	100	737
営業外費用		
支払利息	2	
為替差損	14	
その他	51	68
経常利益		**11,885**
特別利益		
関係会社株式売却益	115	
新株予約権戻入益	4	120
特別損失		
減損損失	359	
固定資産除却損	52	
店舗閉店損失	57	
株式給付引当金繰入額	227	697
税金等調整前当期純利益		**11,309**
法人税、住民税及び事業税	3,970	
法人税等調整額	△157	3,813
当期純利益		**7,496**
親会社株主に帰属する当期純利益		**7,496**

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成28年９月１日
至　平成29年８月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,612	9,215	56,967	△3,243	71,552
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△906		△906
親会社株主に帰属する当期純利益			7,496		7,496
自己株式の取得				△983	△983
自己株式の処分		61		315	376
株式給付信託による自己株式の取得				△2,282	△2,282
株式給付信託に対する自己株式の処分		1,279		1,002	2,282
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	1,341	6,590	△1,947	5,983
当期末残高	8,612	10,556	63,557	△5,191	77,535

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	985	985	126	72,663
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△906
親会社株主に帰属する当期純利益				7,496
自己株式の取得				△983
自己株式の処分				376
株式給付信託による自己株式の取得				△2,282
株式給付信託に対する自己株式の処分				2,282
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	1,669	1,669	95	1,765
連結会計年度中の変動額合計	1,669	1,669	95	7,748
当期末残高	2,654	2,654	222	80,412

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

注記事項

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数　７社

② 連結子会社の名称　SAIZERIYA AUSTRALIA PTY.LTD.
上海薩莉亜餐飲有限公司
広州薩莉亜餐飲有限公司
台湾薩莉亜餐飲股份有限公司
北京薩莉亜餐飲管理有限公司
HONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITED
SINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD.

③ 非連結子会社の名称
広州サイゼリヤ食品有限公司
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
なお、当連結会計年度中において、非連結子会社である㈱アダツアーズジャパンの株式をすべて売却したことにより、関係会社から除外しております。

(2) 持分法に関する事項

① 持分法適用の関連会社数
該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社
広州サイゼリヤ食品有限公司
(持分法の範囲から除いた理由)
当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
SAIZERIYA AUSTRALIA PTY.LTD.及びSINGAPORE SAIZERIYA PTE.LTD.の決算日は、連結決算日と一致しております。上海薩莉亜餐飲有限公司、広州薩莉亜餐飲有限公司、台湾薩莉亜餐飲股份有限公司、北京薩莉亜餐飲管理有限公司及びHONG KONG SAIZERIYA CO.LIMITEDの決算日は、12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、６月30日に仮決算を行い、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．デリバティブ

時価法

ロ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び貯蔵品

主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・製品及び原材料

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物5～45年、機械装置及び運搬具4～20年であります。

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、当社については所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日がリース基準適用開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要と認めた額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

ニ．株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき株式給付引当金を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

２．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) テナント未収入金は、ショッピングセンター及び百貨店等にテナントとして出店している店舗の売上金入金額から相殺すべき賃借料、水道光熱費及び諸経費を差し引いたショッピングセンター及び百貨店等に対する未収入金であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　50,055百万円

(3) 投資有価証券で非連結子会社に対するものは259百万円であります。

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首（千株）	増加(千株)	減少(千株)	当連結会計年度末（千株）
普通株式	52,272	－	－	52,272

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首（千株）	増加(千株)	減少(千株)	当連結会計年度末（千株）
普通株式	1,938	1,700	908	2,730

(注) 1. 普通株式の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式（当連結会計年度期首0株、当連結会計年度末700千株）が含まれております。
2. 普通株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
3. 普通株式の増加300千株は、平成29年7月11日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。
4. 普通株式の増加700千株は、当社代表取締役正垣泰彦からの無償取得によるものであります。
5. 普通株式の減少180千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。
6. 普通株式の減少27千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。
7. 普通株式の増加700千株及び減少700千株は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）による当社株式の取得によるもの、及び資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）への当社株式の処分によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年11月29日定時株主総会	普通株式	906	18	平成28年８月31日	平成28年11月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当金の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年11月28日定時株主総会	普通株式	904	利益剰余金	18	平成29年８月31日	平成29年11月29日

(注) 上記②の配当金の総額は、平成29年11月28日開催予定の第45期定時株主総会において決議予定の金額であります。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　288,600株

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は主に自己資金で賄っております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権であるテナント未収入金は、出店しているショッピングセンター及び百貨店等の信用リスクに晒されております。また、事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権・債務は、為替の変動リスクに晒されております。

敷金・保証金、建設協力金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスクの管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても同様の管理を行っております。

敷金・保証金、建設協力金は、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付けを有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 市場リスクの管理

子会社株式以外の投資有価証券については、定期的に時価等を把握しております。

デリバティブ取引については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規則に基づき、適切に行われております。また、四半期ごとに経理部門において記帳及び契約先との残高照合等を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する注記

平成29年８月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません((注2) 参照)。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	37,410	37,410	－
②テナント未収入金	1,217	1,217	－
③敷金・保証金	9,912		
貸倒引当金（*1）	△12		
	9,899	9,899	0
④建設協力金	697		
貸倒引当金（*1）	△1		
	696	696	0
資産計	49,224	49,224	0
①買掛金	5,489	5,489	－
②未払法人税等	2,538	2,538	－
負債計	8,028	8,028	－

（*1）敷金・保証金及び建設協力金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金、②テナント未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③敷金・保証金、④建設協力金

その将来キャッシュ・フローを当該賃貸借契約期間に近似する国債の利回り率で割り引いた現在価値を基に算定しております。

負債

①買掛金、②未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	259

６．賃貸等不動産に関する注記

金額的重要性が乏しいため、注記の記載は省略しております。

７．１株当たり情報に関する注記

①	１株当たり純資産額	1,618円63銭
②	１株当たり当期純利益	151円48銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．減損損失に関する注記

当社及び連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	日本、中国他
用途	店舗資産（62店舗）
種類	建物他
減損損失	359百万円

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とし、グルーピングをしております。営業環境の悪化により、上記の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物231百万円、その他127百万円であります。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

貸借対照表

（平成29年８月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**34,334**	**流動負債**	**13,720**
現金及び預金	24,448	買掛金	4,561
テナント未収入金	1,217	リース債務	9
商品及び製品	4,881	未払金	3,478
原材料及び貯蔵品	614	未払費用	174
前払費用	1,731	未払法人税等	2,379
繰延税金資産	645	未払消費税等	721
その他	795	預り金	415
固定資産	**52,935**	前受収益	3
有形固定資産	**31,577**	賞与引当金	1,160
建物	20,490	株主優待引当金	154
構築物	301	設備関係未払金	548
機械及び装置	1,075	資産除去債務	22
車両運搬具	1	その他	90
器具及び備品	2,580	**固定負債**	**5,207**
土地	6,759	株式給付引当金	331
リース資産	103	リース債務	104
建設仮勘定	264	資産除去債務	4,519
無形固定資産	**821**	その他	251
借地権	48	**負債合計**	**18,927**
ソフトウェア	653	**純資産の部**	
電話加入権	57	**株主資本**	**68,120**
無形固定資産仮勘定	61	資本金	8,612
その他	1	資本剰余金	10,556
投資その他の資産	**20,535**	資本準備金	9,007
関係会社株式	8,862	その他資本剰余金	1,549
長期前払費用	164	利益剰余金	54,142
繰延税金資産	1,772	利益準備金	2,153
敷金・保証金	8,915	その他利益剰余金	51,989
建設協力金	697	別途積立金	46,410
店舗賃借仮勘定	87	繰越利益剰余金	5,579
その他	50	自己株式	△5,191
貸倒引当金	△14	**新株予約権**	**222**
		純資産合計	**68,342**
資産合計	**87,270**	**負債・純資産合計**	**87,270**

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成28年９月１日
至　平成29年８月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		117,259
売上原価		41,394
売上総利益		**75,864**
販売費及び一般管理費		68,133
営業利益		**7,731**
営業外収益		
受取利息	43	
受取配当金	120	
補助金収入	97	
デリバティブ評価益	144	
受取ロイヤリティー	482	
その他	10	898
営業外費用		
支払利息	2	
為替差損	4	
自己株式取得費用	3	10
経常利益		**8,619**
特別利益		
関係会社株式売却益	115	
新株予約権戻入益	4	120
特別損失		
減損損失	172	
固定資産除却損	29	
店舗閉店損失	32	
株式給付引当金繰入額	227	461
税引前当期純利益		**8,278**
法人税、住民税及び事業税	3,247	
法人税等調整額	△121	3,126
当期純利益		**5,151**

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成28年９月１日
至　平成29年８月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,612	9,007	208	9,215	2,153	43,610	4,133	49,897
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立						2,800	△2,800	－
剰余金の配当							△906	△906
当期純利益							5,151	5,151
自己株式の取得								
自己株式の処分			61	61				－
株式給付信託による自己株式の取得								
株式給付信託に対する自己株式の処分			1,279	1,279				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	1,341	1,341	－	2,800	1,445	4,245
当期末残高	8,612	9,007	1,549	10,556	2,153	46,410	5,579	54,142

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△3,243	64,481	126	64,607
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立		－		－
剰余金の配当		△906		△906
当期純利益		5,151		5,151
自己株式の取得	△983	△983		△983
自己株式の処分	315	376		376
株式給付信託による自己株式の取得	△2,282	△2,282		△2,282
株式給付信託に対する自己株式の処分	1,002	2,282		2,282
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			95	95
事業年度中の変動額合計	△1,947	3,638	95	3,734
当期末残高	△5,191	68,120	222	68,342

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

注記事項

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式　　移動平均法による原価法

② デリバティブ　　時価法

③ たな卸資産

イ．商品及び貯蔵品

主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

ロ．製品及び原材料

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物5～45年、機械装置及び運搬具4～20年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日がリース基準適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要と認めた額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

③　株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

④　株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき株式給付引当金を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

2．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

3．貸借対照表に関する注記

(1) テナント未収入金は、ショッピングセンター及び百貨店等にテナントとして出店している店舗の売上金入金額から相殺すべき賃借料、水道光熱費及び諸経費を差し引いたショッピングセンター及び百貨店等に対する未収入金であります。

(2) 関係会社に対する短期金銭債権	348百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	413百万円
(4) 有形固定資産の減価償却累計額	38,948百万円

(5) 店舗賃借仮勘定は、新店出店の敷金・保証金、建設協力金等で未開店店舗に関するものであります。

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	
①　仕入高	3,026百万円
②　その他	14百万円
営業取引以外の取引による取引高	482百万円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首（千株）	増加（千株）	減少（千株）	当期末（千株）
普通株式	1,938	1,700	908	2,730

（注）1. 普通株式の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式（当事業年度期首0株、当事業年度末700千株）が含まれております。

2. 普通株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 普通株式の増加300千株は、平成29年7月11日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

4. 普通株式の増加700千株は、当社代表取締役正垣泰彦からの無償取得によるものであります。

5. 普通株式の減少180千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

6. 普通株式の減少27千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

7. 普通株式の増加700千株及び減少700千株は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）による当社株式の取得によるもの、及び資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）への当社株式の処分によるものであります。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 流動項目

繰延税金資産	
未払事業税	212百万円
未払事業所税	42
賞与引当金	355
その他	35
繰延税金資産合計	645百万円

② 固定項目

繰延税金資産	
資産除去債務	1,374百万円
株式給付引当金	100
減損損失	794
関係会社株式評価損	164
その他	33
繰延税金資産小計	2,468
評価性引当額	△170
繰延税金資産合計	2,297
繰延税金負債	
資産除去債務	525
繰延税金負債合計	525
繰延税金資産純額	1,772百万円

7．リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の適用初年度開始前のファイナンス・リース取引

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
土地建物	6,484百万円	5,247百万円	498百万円	738百万円

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

1年内	421百万円
1年超	1,179百万円
合計	1,601百万円
リース資産減損勘定の残高	289百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	490百万円
リース資産減損勘定取崩額	70百万円
減価償却費相当額	260百万円
支払利息相当額	100百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

8．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

（単位：百万円）

属性	会社の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注）2	科目	期末残高（注）2
子会社	SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD.	所有直接 100%	当社への肉製品・ソース類等の販売。役員の兼務あり。	食材の購入（注）1	3,026	買掛金	413

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．製品の価格については、定期的に価格交渉の上、市場価格を基準として一般的取引と同様に決定しております。

2．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 役員及び主要株主等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	堀埜 一成	被所有 直接 0.1%	当社代表取締役	新株予約権の権利行使（注）5	11	—	—
				自己株式の処分（注）7	11	—	—
役員	織戸 実	被所有 直接 0.1%	当社取締役	新株予約権の権利行使（注）5	10	—	—
役員	正垣 泰彦	被所有 直接 30.4%	当社代表取締役	自己株式の無償取得（注）6	—	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈲白河高原農場	なし （注）2	当社と委託栽培契約を締結しており、当社への販売を主たる業務としている。	委託農産物の購入（注）1,4	383	買掛金	42
				業務委託費の支払い（注）3,4	3	未払金	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．取引条件は、他の契約農家と同一条件です。

2．当社代表取締役正垣泰彦の近親者が議決権の50%を直接所有しております。また、正垣泰彦が営業資金の貸付を行っていることから、関連当事者としての情報開示を行っております。

3．業務委託費については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上で決定しております。

4．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

5．新株予約権の権利行使は、権利付与時の契約によっております。

6．当社代表取締役正垣泰彦より、当社株式700,000株を無償取得したものであります。

7．譲渡制限付株式報酬制度に伴う、自己株式の割当によるものであります。

９．１株当たり情報に関する注記

① １株当たり純資産額　1,375円01銭

② １株当たり当期純利益　104円10銭

１０．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

１１．減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所　東京都他

用途　店舗資産（45店舗）

種類　建物他

減損損失　172百万円

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗ごとに資産のグルーピングをしております。営業環境の悪化により、上記の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物121百万円、その他51百万円であります。

なお、回収可能価額は、店舗については使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年10月23日

株式会社サイゼリヤ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小松　聡　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大和田貴之　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社サイゼリヤの平成２８年９月１日から平成２９年８月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイゼリヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年10月23日

株式会社サイゼリヤ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小松　聡　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大和田貴之　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社サイゼリヤの平成２８年９月１日から平成２９年８月３１日までの第４５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成２８年９月1日から平成２９年８月３１日までの第４５期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399 条の13 第1 項第1 号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17 年10 月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年10月26日

株式会社サイゼリヤ　監査等委員会

常勤監査等委員　柴　田　良　平　㊞

監査等委員　岡　田　　勉　㊞

監査等委員　渡　辺　　晋　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開を勘案して以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金18円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、904,351,734円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年11月29日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

①　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　4,200,000,000円

②　減少する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金　　4,200,000,000円

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（７名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	正垣　泰彦（しょうがき　やすひこ） （昭和21年１月６日）	昭和43年４月　レストラン　サイゼリヤ創業 昭和48年５月　株式会社マリアーヌ商会 （現・当社）を設立 代表取締役社長就任 平成21年４月　代表取締役会長就任（現任）	15,253,392株
2	堀埜　一成（ほりの　いっせい） （昭和32年２月７日）	平成12年４月　当社入社 平成12年５月　商品３部長 平成12年11月　取締役就任 平成20年11月　エンジニアリング部長 平成21年４月　代表取締役社長就任（現任）	62,830株
3	益岡　伸之（ますおか　のぶゆき） （昭和33年６月17日）	昭和58年４月　当社入社 平成２年７月　神奈川地区部長 平成３年10月　取締役就任 平成７年11月　常務取締役就任 平成19年３月　取締役就任（現任） 平成21年４月　海外事業本部長兼 海外事業企画部長（現任）	36,572株
4	松谷　秀治（まつたに　ひではる） （昭和33年３月23日）	昭和59年６月　当社入社 平成７年３月　資材部長 平成８年11月　取締役就任（現任） 平成20年11月　店舗運営本部長 平成22年５月　生産物流本部長 平成24年９月　マーチャンダイジング本部長 兼商品開発部長（現任）	24,272株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	長岡（ながおか）　伸（のぼる） （昭和37年８月４日）	昭和61年７月　当社入社 平成７年３月　商品部長 平成８年11月　取締役就任（現任） 平成14年２月　㈱アダツアーズジャパン設立 代表取締役社長就任 平成20年11月　営業企画部長 平成22年５月　組織開発本部長兼 組織開発室長（現任）	20,766株
6	織戸（おりど）　実（みのる） （昭和33年３月18日）	昭和57年11月　当社入社 平成19年３月　組織開発室長 平成19年11月　取締役就任（現任） 平成22年５月　店舗運営本部長 平成24年10月　営業本部長兼店舗開発部長 （現任）	22,480株
7	島崎（しまざき）孝二（こうじ） （昭和27年８月10日）	昭和52年４月　味の素株式会社入社 平成14年７月　味の素エンジニアリング2001 (タイランド)社　社長 平成17年７月　味の素株式会社 理事　生産戦略部長 平成19年７月　味の素エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 平成28年11月　当社取締役就任（現任）	-株

（注１）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
（注２）島崎孝二氏は、社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者として選任する理由は、同氏は国際事業における豊富な知識と経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の機能強化を期待したためであります。
（注３）島崎孝二氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
（注４）当社は、島崎孝二氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額としております。同氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

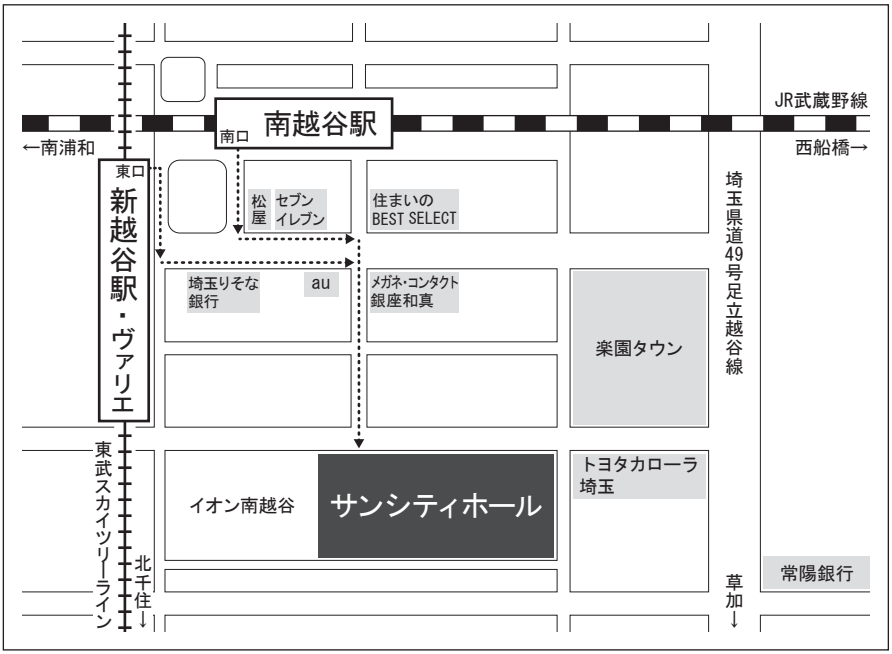

名称　　越谷コミュニティセンター（サンシティホール）
所在地　　〒343-0845　埼玉県越谷市南越谷１－2876－1
問合せ先　TEL 048-985-1111

ＪＲ武蔵野線南越谷駅（南口）
東武スカイツリーライン新越谷駅（東口）より徒歩約5分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、
　お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。